

再生可能エネルギー共生税

～ 再生可能エネルギーの推進と自然・地域との共生 ～

青森県では、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生を図り、
地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入につなげるための
新たなルールとして、「再生可能エネルギー共生税」の新設を目指しています。

※施行日：総務大臣の同意の日から起算して1年を超えない範囲内で規則で定める日

☑ 課税対象・納税義務者

■ 課税対象となる再生可能エネルギー発電施設は、次の要件をすべて満たすものです。

- ① 太陽光又は風力を電気に変換する施設であって事業の用に供しているもの
- ② 太陽光は出力2,000kW以上、風力は出力500kW以上のもの



■ 課税対象となる再生可能エネルギー発電施設の所有者に課税します。

※1 海域又は建築物に設置される施設は対象外です。

※2 施行日に現に所在する施設や環境影響評価書の公告、工事の届出をしている施設等は適用外ですが、増設やリプレイスにより新たに設置する場合は、対象となります。

☑ 非課税対象

- ① 国又は地方公共団体が所有する再生可能エネルギー発電施設
- ② 共生区域(※)に設置される再生可能エネルギー発電施設
(県の認定を受けた設置計画に係るものに限りです。)

POINT



※ 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例に基づき
自然環境と地域との共生を図りながら、再生可能エネルギーのを促進する区域です。

☑ 納税義務者となった場合の手続

- 賦課期日(1月1日)に課税対象となる再生可能エネルギー発電施設について、
賦課徴収に係る申告書を1月31日までに県へ提出する必要があります。
- 県から納税通知書と4期分の納付書を交付しますので、以下の納期限内に、
納付していただくことになります。



第1期	4月15日～4月30日	第2期	7月15日～7月31日
第3期	12月15日～12月25日	第4期	翌年2月15日～2月末日

※ 上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

☑ 納付すべき税額

賦課期日（1月1日）における

再生可能エネルギー発電施設の総発電出力〔kW〕



再生可能エネルギー源ごとの

ゾーニング（地域区分）に応じた税率〔kW／円〕

■ 税 率

設置地域	太陽光発電施設	風力発電施設
保護地域 【再エネ事業を計画できない地域】	総発電出力1kWにつき 400円	総発電出力1kWにつき 1,990円
保全地域 【共生区域となる場合を除き、 再エネ事業を計画できない地域】	総発電出力1kWにつき 400円	総発電出力1kWにつき 1,990円
調整地域 【保護地域・保全地域以外の地域】	総発電出力1kWにつき 110円	総発電出力1kWにつき 300円

- ※1 総発電出力は、電気事業法の工事計画の事前届出に係る出力の合計値をいいます。
なお、条例施行時における既存施設を増設した場合は、増設した施設の出力の合計値となります。
- ※2 発電施設が県の区域の内外にわたる場合などは、総発電出力を設置面積で按分します。

Q

課税されるのは、発電施設を稼働したときだけですか？



A



課税対象としての要件を満たす間は、**毎年課税**されます。
発電施設を廃止した場合は、翌年4月からは課税されません。

Q

自家用の発電施設は、課税対象になりますか？



A



発電事業の用に供していない発電施設は、課税対象とはなりません。

Q

税収は、どのように使われますか？



A



税収を特定の費用に充てるということではなく、県の一般財源総額の中で、**共生制度の趣旨に沿って活用**していくこととなります。